

## 東埼玉資源環境組合電気自動車等用急速充電器利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東埼玉資源環境組合（以下「組合」という。）が所有する電気自動車等用急速充電器（以下「充電器」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 充電器の設置場所は、次の表のとおりとする。

施設・設置場所	住所
第一工場ごみ処理施設 展望台駐車場	越谷市増林三丁目2番地1
第二工場ごみ処理施設 管理棟駐車場	草加市柿木町107番地1

(利用時間)

第3条 充電器の利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、充電開始時間は最終の利用時間の30分前までとする。

曜日等	利用時間
月曜日～金曜日 (祝日・年末年始の閉庁日を除く)	午前8時30分～午後5時
展望台公開日(休日) (第一工場ごみ処理施設のみ)	午前9時～午後4時30分

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、充電器の利用時間を変更し、若しくは利用を制限し、又は休止することができる。

3 充電器の1回当たりの利用時間は、30分以内とする。

(利用方法及び料金)

第4条 充電器の利用者は、次の表に定める利用方法に応じて、当該表中に定める利用料金を支払うものとする。

分類	利用方法	利用料金
自動車メーカー等が発行する充電認証カードによる支払い	充電認証カードによる認証	充電認証カード発行元の料金体系による
充電認証カード以外による支払い	充電器に貼付されているQRコードの読み取りによる認証 (クレジットカード決済)	5分以内275円、以降1分当たり55円

(対象車両)

第5条 充電器を利用できる車両は、有効な自動車検査証を備えているものに限る。

(禁止行為)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 電気自動車等の充電以外の目的で充電器を使用すること。

- (2) 他の自動車の駐車及び通行を妨げること。
- (3) 駐車中の他の自動車に損傷を与えるおそれのある行為をすること。
- (4) 充電完了後、充電のための駐車スペースに駐車し続けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、充電器の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(指示)

第7条 管理者は、充電器の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第8条 利用者は、その責めに帰すべき理由により充電器を汚損若しくは毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(免責事項)

第9条 利用者が充電器の利用中における自動車の盗難、損傷及び駐車場内の事故による損害、充電器の利用方法と異なる利用によって生じた損害その他火災等不可抗力によって生じた損害については、管理者は賠償の責めを負わないものとする。ただし、その損害が管理者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、充電器の利用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則（令和6年3月4日決裁）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。